

マイナンバー制度の概要

税理士
宮本 雄司
number
9

特定個人情報の保管は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り可能です。また、所管法令により一定期間保存が義務付けられている書類等は、その期間保管することになります。換言すれば、手続書類の作成事務を行う必要がないなり、所管法令の保存期間が経過した場合には個人番号を速やかに廃棄又は削除しなければなりません。廃棄等の対象は個人番号であり、個人番号を削除後、他の情報を保管し続けることは可能で

ガイドライン 保管・廃棄・委託・安全管理措置

す。“速やかな”廃棄等のタイミングは、毎年度末に行う等、安全性と効率性を勘案し、事業者が判断します。

書類等については、焼却、溶解又はショレッダーによる細断等、電子機器・電子媒体等については、データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な状況を防ぐため、データ削除ソフ

トウェア等による不正アクセスの防止等についても、組織として取り組むための基本方針を策定することが重要です。また、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定します。

委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様に、最初の委託者が必要です。最初の委託者は、再委託先、再々委託先等に対しても間接的に監督義務を負います。

①組織的安全管理措置
事務取扱担当者・責任者の明確化、報告連絡体制の整備、特定個人情報等の取扱状況の把握等

②人的安全管理措置
事務取扱担当者の監督・教育

する必要があります。個人番号を取り扱う事務の範囲（源泉徴収票作成事務、社会保険届出事務等）及び特定個人情報等の範囲（個人番号及び氏名、住所等）を明確にし、その事務の従事者も明確にします。組織として取り組むためには、中小規模事業者に対しては、業務に配慮した特別的な対応方法が示されています。中小規模事業者とは、従業員の数が100人以下の事業者をいいます。ただし、委託に基づいて個人番号関係事務等を業務として行う事業者、金融分野の事業者及び個人情報取扱事業者等は除かれます。委託を受けて事務を行う税理士は中小規模事業者に該当しません。